

平成29年9月20日

各位

株式会社 みちのく銀行

「災害特別融資制度」の取扱いについて
～台風による被害に遭われた被災者の皆さまを応援いたします～

このたびの台風18号により被害に遭われました皆さまに心よりお見舞い申し上げます。
みちのく銀行(頭取 高田 邦洋)は、被害に遭われました皆さまを対象に、下記のとおり「災害特別融資制度」を取扱いしております。

また、今回の災害復旧資金以外に、既にお借入されているご融資のご返済方法等のご相談についても、できる限りの便宜を図らせていただく所存でございますのでご相談願います。

記

1. 取扱開始時期 平成29年9月20日(水)

2. 災害融資制度 概要

(1) 個人向け

項目	内容
対象者	台風等により被害を受けた被災者(個人) (原則として世帯主または生計担当者)
資金用途	住宅改修等、災害復旧資金
融資限度額	500万円以内
融資期間	10年以内
貸出金利	年1.500%(固定金利型) ※上記金利は、平成29年9月20日現在における金利です。 ※実行日により金利が異なりますので、当行窓口にお問い合わせ願います。
担保	不要
保証人	不要(ただし、保証会社の保証が必要となります。)
取扱店	全店(東京支店を除く)
その他	罹災状況の確認ができる写真 (市町村の発行する罹災証明書を提出した場合には写真の省略可)

(2) 法人・個人事業者向け（農林水産業者を含む）

項目	内容
対象者	台風等により被害を受けた法人・個人事業者（農林水産業者を含む）
資金用途	台風等による災害復旧資金（運転資金・設備資金）
融資限度額	2,000万円以内
融資期間	10年以内
貸出金利	最下限金利を適用 ※県信用保証協会利用の場合は、さらに0.3%を引き下げいたします。 ※借入期間により金利が異なりますので、当行窓口にお問い合わせ願います。
担保	必要に応じて徴求させていただきます
取扱店	リテール店及びイNSTOアブランチを除く全店
その他	罹災状況の確認ができる写真 (市町村の発行する罹災証明書を提出した場合には写真の省略可)

以上